



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年11月14日(木) 号外(第2号)

## 目次

### 告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第193号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年11月14日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1—(ベンゾフラン—6—イル)—N—エチルプロパン—2—アミン(通称名6—EAPB)及びその塩類
- (2) 1—(ベンゾフラン—4—イル)—N—エチルプロパン—2—アミン(通称名4—EAPB)及びその塩類
- (3) (1—シクロヘキシルメチル—1H—インドール—3—イル)(ナフタレン—1—イル)メタノン(通称名NE—CHMIMO、JWH—018 cyclohexylmethyl derivative、CHM—018)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和元年11月15日